# ソフトウェア使用許諾契約書

フォントワークス株式会社（以下、“当社”）は、お客様が下記の条項に同意することを条件に、本製品中のアウトラインフォントプログラム、インストーラ及びダウンローダを含むソフトウェアその他一切のプログラム及びデータ（以下“本ソフトウェア”）を通常の個人的な目的（次で説明）に限って使用する非独占的使用権をお客様に付与します。

1　当社は、お客様が、本契約書の定める全ての内容に従うことを条件として、お客様に対して、特定の1台のコンピュータに限り、本ソフトウェアをインストールして使用することを許諾します。 お客様は、当社から許諾された範囲を超えて、複数のコンピュータに本ソフトウェアをインストールし、使用することはできないものとします。

2　お客様は、本ソフトウェアに関する全ての権利が当社に帰属していることを認め、本ソフトウェアの変更、リバースエンジニアリング、ディスアセンブル、デコンパイル、翻訳、改変あるいは流用翻案などを行わないことに合意するものとします。

3　お客様の通常の個人的な目的とは、紙面への印刷、Webやゲーム中に画像としての表示された文字を利用した商業利用目的ではない使用を指します。 その中でも、個人のデザインワーク・作品であれば、それらを個人で販売する行為は商業利用目的とは見なさないものとします。 それらのデザインワーク・作品が、企業などの法人が使用すること（デザインの買取、再利用、再許諾）を目的とするような場合は、商業利用とみなし、これらの行為には使用できないものとします。

4　本契約は、お客様に当社の商標またはサービスマークに関連した権利を許諾するものではありません。

5　お客様は、ロゴタイプに当社のフォントを使用することができます。但し、このロゴタイプで使用された個々の文字についての著作権その他一切の権利が当社に帰属することに同意するものとします。

6　お客様が、本契約で提供されるフォントを使用して、固有ハードウェアのシステムフォント、固有のアプリケーション用フォント、ゲーム表示用フォント、デザイン素材集用フォント、放送用フォントなどで、主に頒布を目的とした製品などにデジタルデータとして使用、組み込むことはできません。 このような使用をする場合は、別途、当社と当社フォントの使用許諾に関する契約を締結するものとします。

7　お客様は、本ソフトウェアの複製、第三者による複製、あるいは第三者に対する複製許可の付与を行わないことに合意するものとします。

8　お客様は、本ソフトウェアのサブライセンス・販売・リースを行わないことに合意するものとします。 お客様が、本契約に基づくお客様の権利を第三者に譲渡することができるのは、お客様が本ソフトウェアのすべてを本契約書及び本ソフトウェアと共に供給されるすべての関連書類と一緒に当該の第三者に引き渡し、当該の第三者が本契約の規定による拘束を受けることを承諾する旨を書面によって当社に通知した場合に限られます。

9　本契約は解除されるまで有効であり、お客様が本契約の条項に従わなかった場合には自動的に解除されます。 かかる解除がなされた場合には、お客様は、コンピュータから本ソフトウェアを直ちに削除するとともに、本ソフトウェア及び関連する書類のすべてを当社に返還あるいは破棄するものとします。

10　当社は、通常の方法で使用した場合に限り、本パッケージに同封されたメディア（素材）に物理的な瑕疵がないことに対し、領収書に記載された本製品の購入日から90日間保証します。 ただし、本パッケージに含まれているデジタルフォントのプログラムにバグ、エラー、脱落がないことおよび第三者権利侵害の不存在等に関する保証はいたしません。 なお、本条に定めるほか、当社は本製品について、明示・黙示を問わず、他の一切の保証をいたしません。

11　本ソフトウェアに関して当社がお客様に対して負う責任は前条に定める保証に限るものとし、当社は本ソフトウェアの使用または使用不能に起因して生じるいかなる損害についても一切の責任を負いません。

12　お客様は、本契約を通読し、内容を理解し、本契約の条項に拘束されることに合意したことを認めるものとします。 また、お客様は、本契約がお客様と当社との間の合意についての完全でかつ唯一の表明であり、当社又は本製品の販売に携わる他の企業もしくは個人による口頭又は書面によるいかなる情報又は勧告も、本契約の保証範囲にとって代わるものではなく、保証範囲を拡大するものではないということを了承するものとします。 当社がその権限ある代表者により署名した書面によって明示的な同意を与えない限り、本契約の条項のいかなる変更も無効とします。

13　本契約は日本国法を準拠法とします。 本契約に関する裁判については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。